

# 総 務 部

## <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

## <意見又は要望とする事項>

### 1 内部統制機能の整備について

監査の指摘事項等については、基本的に指摘等を受けた部署で対応することとなるが、各部署で共通して指摘を受けている事項や毎年同様の指摘が繰り返されている事項等については、全庁的に統一して周知や改善を図るような機能（内部統制機能）を整備すべきと考える。

(総務課)

### 2 地方自治法施行令第2号を適用した随意契約について

(久之浜地区防災拠点施設（津波避難ビル）基本構想作成業務委託、勿来支所外倉庫解体撤去業務委託、江名市民サービスセンター解体撤去業務委託、文書保管庫（旧泉公民館）解体撤去業務委託)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用できる随意契約とは、基本的には、特定の1者しか履行できない業務に関する契約である。

具体的には、

- ・ 不動産の買入れ契約
- ・ 著作権、特許権等の排他的権利を行使する行為に係る契約
- ・ 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、業務の目的を達成できない契約
- ・ 企画コンペ等により選考されたものと締結する契約

などである。

したがって、特定の1者以外の者でも実施することが可能な業務について施行令第2号

を適用して随意契約を締結するというのは例外的な措置であり、そういった例外的な措置を行う場合には、それが必要な合理的理由を対外的にも説明できるものでなければならない。

現在、随意契約に関するガイドラインの策定準備が進められており、上記に関しても、当該ガイドラインの中で一定の方針が示されるものと考えているが、ガイドラインにおいてすべてのケースを示すことは不可能であり、一方、上記随意契約の理由については、技術的、専門的あるいは政策的なものとなる場合も多く、その適否を第三者が判断することがかなり難しい場合も想定される。

したがって、随意契約の適用に係る事務執行にあたり、公正性や公平性を担保するためには、合理的な随意契約の理由を明らかにすることと併せて、事務執行の手段面でも公正性等を担保できる仕組みを構築する必要があると考える。

すなわち、随意契約に係る決裁権限の見直しや契約担当課の合議システムの確立、専門の庁内組織や規則等の制定などであり、それらの措置によって、担当者等の恣意的判断が入り込む余地を可能な限りなくすることが必要であると考えている。

今後、全庁的な課題として検討されることを望むものである。

(総務課)

### 3 長期継続契約の適用について

工事検査課におけるパーソナルコンピュータ賃貸借及び情報政策課における人事給与システム用機器保守点検委託に係る契約事務において、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、平成21年11月に契約事務の効率化等を目的として「いわき市長期継続契約に関する条例」が施行されており、電子計算機等の賃貸借及び保守点検契約に関して長期継続契約の適用が可能となっていることから、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。

なお、情報政策課におけるL G W A Nシステム機器保守業務委託及び地図情報システム機器保守業務委託についても同様の状況が認められた。

(情報政策課、工事検査課)

#### 地方自治法

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

## 地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

## いわき市長期継続契約に関する条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機、複写機その他の機器（当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。）を借り入れる契約
- (2) 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- (3) 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすことにつき相当の理由があると認められる契約